

## 大和町地区防災まちづくりの進捗状況について

大和町地区は、東京都が定める「防災都市づくり推進計画」の整備地域に指定されており、建築物の不燃化促進等により防災性の向上に向けたまちづくりを推進している。また、平成 30 年度には「大和町防災まちづくり計画」を策定し、防災上重要となる避難道路 1 号線および 2 号線を優先整備路線に位置付け、令和 2 年度より道路拡幅整備を積極的に進めている。併せて、延焼遮断帯の形成を目的として、大和町中央通り（補助第 227 号線）については東京都施工により拡幅整備が進められている。

現在、さらなる防災性向上のため、「大和町防災まちづくり計画」の改定や地区計画導入の検討を進めているところである。今回、今後の計画検討に反映させるため、避難道路整備の考え方について避難道路沿道権利者への意見聴取を実施したため報告する。

### 1 防災まちづくりの進捗状況

(1)令和 6 年度末の不燃領域率 約 53.2%（令和 7 年 3 月現在）

（平成 26 年度不燃化特区指定時 約 42.7%）

(2)避難道路（1 号線、2 号線）の用地取得率 約 26%（令和 7 年 12 月現在）

### 2 防災まちづくりの進め方

(1)避難道路整備の考え方について【図】

①避難道路（1 号線、2 号線）の着実な整備の実施

②避難道路に関する意向調査等の実施結果【別紙】

整備手法の検討を続けている避難道路 3 号線～8 号線において、これまで想定してきた整備手法について、各路線の沿道権利者を対象としたアンケート調査及び意見交換会を実施した。今後、意見聴取の結果を踏まえた避難道路ネットワークを再検討するとともに「大和町防災まちづくり計画」に反映していく。

## (2)地区計画による規制誘導の考え方について

### ①地域ルールによる防災性及び住環境の向上

(建築敷地面積の最低限度、隣地境界線から建築物の外壁等距離の確保、垣又は柵の構造制限 等)

### ②避難道路を地区施設道路に位置づけ、避難道路ネットワークの形成を図る。

## 3 今後の予定

令和8年度

「大和町防災まちづくり計画」改定  
地区計画(素案)の検討

令和9年度以降

地区計画(素案)意見交換会等の実施  
地区計画都市計画手続き  
地区計画決定、中野区建築条例施行

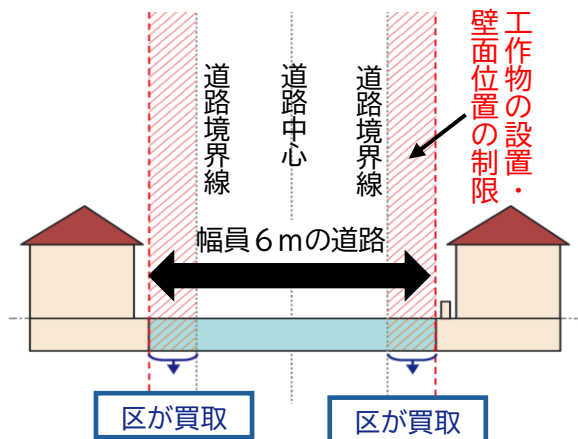


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第 130号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

【図】大和町避難道路ネットワーク図(案)

(1) 避難道路3号線・4号線

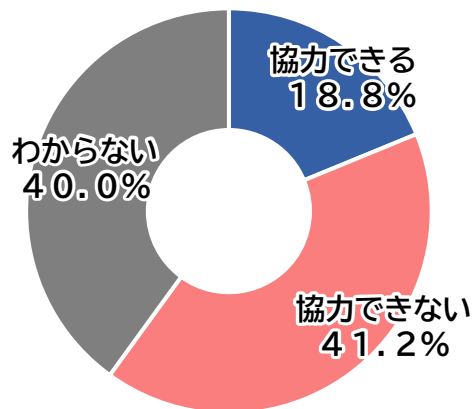
避難道路3号線・4号線の整備手法（案）イメージ



| アンケート調査                            | 対象者         | 配布方法 | 対象者数 | 回答数 | 回答率   |
|------------------------------------|-------------|------|------|-----|-------|
|                                    | 沿道の土地・建物所有者 | 郵送   | 190名 | 89件 | 46.8% |
| 実施期間：令和7年11月～令和8年1月（回答方法：郵送またはWEB） |             |      |      |     |       |

| 意見交換会 | 実施日時                 | 参加人数 | 会場         |
|-------|----------------------|------|------------|
|       | 令和7年12月12日(金)、13日(土) | 計6名  | 大和区民活動センター |

幅員6mの道路拡幅整備について

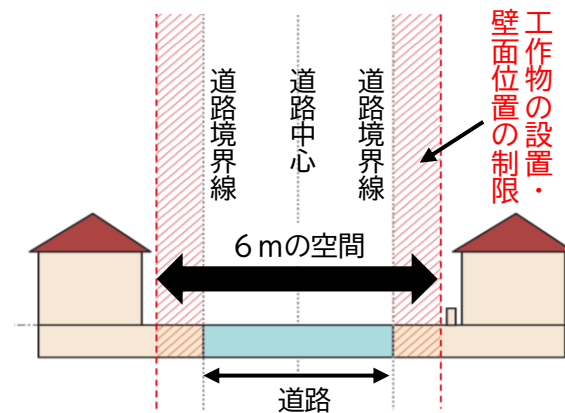


【主な意見】

- 敷地が狭くなることは受け入れられない。
- 道路部分を売却すると、残った敷地で建替えできるか不安。
- 制限の影響がどの程度か分からないため判断できない。
- 建替えについて考えたことがないため分からない。
- 道路を拡幅すると交通量が増加し、交通事故のリスクの上昇が懸念される。
- 高さ制限の緩和など建替えに対するインセンティブを検討してほしい。
- 無電柱化を優先すべき。

(2) 避難道路5号線～8号線

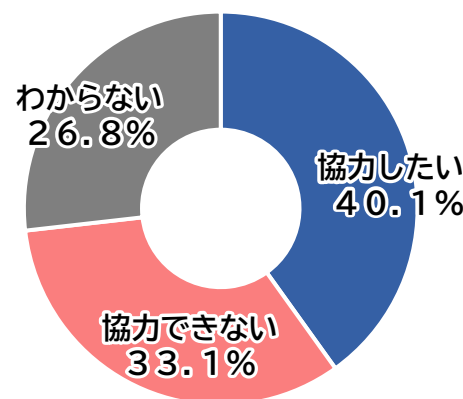
避難道路5号線～8号線の整備手法（案）イメージ



| アンケート調査                            | 対象者         | 配布方法 | 対象者数 | 回答数  | 回答率   |
|------------------------------------|-------------|------|------|------|-------|
|                                    | 沿道の土地・建物所有者 | 郵送   | 344名 | 163件 | 47.4% |
| 実施期間：令和7年10月～令和8年1月（回答方法：郵送またはWEB） |             |      |      |      |       |

| 意見交換会 | 実施日時               | 参加人数 | 会場         |
|-------|--------------------|------|------------|
|       | 令和7年11月7日(金)、8日(土) | 計21名 | 大和区民活動センター |

壁面の位置の制限・工作物の設置の制限による6mの空間確保について



【主な意見】

- 土地の利用に制限がかかるため協力できない。
- 制限のかかる土地は区が用地買収して道路として整備すべきである。
- 利用が制限される土地については区が整備を行ってほしい。
- 駐車場等、使用する部分が減ってしまう。
- 消防車が通行できない道路の道路拡幅を優先して検討すべき。
- 制限の影響がどの程度か分からないため判断できない。
- 無電柱化を優先すべき。